

# 特許法施行令

全文改正 1990.08.28 大統領令 第 13078 号	改正 2009.06.26 大統領令 第 21567 号
改正 1992.10.27 大統領令 第 13744 号	改正 2009.12.30 大統領令 第 21917 号
改正 1993.03.06 大統領令 第 13870 号	改正 2011.02.22 大統領令 第 22674 号
改正 1993.12.31 大統領令 第 14059 号	改正 2011.12.02 大統領令 第 23341 号
改正 1996.06.03 大統領令 第 15009 号	改正 2012.01.06 大統領令 第 23488 号
改正 1997.06.26 大統領令 第 15408 号	他法改正 2013.03.23 大統領令 第 24439 号
改正 1999.06.30 大統領令 第 16417 号	一部改正 2013.04.03 大統領令 第 24491 号
改正 2000.06.23 大統領令 第 16852 号	一部改正 2013.06.28 大統領令 第 24645 号
改正 2001.06.27 大統領令 第 17246 号	他法改正 2013.11.20 大統領令 第 24852 号
改正 2003.06.13 大統領令 第 17995 号	一部改正 2014.12.30 大統領令 第 25924 号
改正 2004.03.17 大統領令 第 18312 号	一部改正 2015.08.19 大統領令 第 26494 号
改正 2005.01.31 大統領令 第 18694 号	一部改正 2017.01.10 大統領令 第 27778 号
改正 2006.06.12 大統領令 第 19513 号	一部改正 2017.05.29 大統領令 第 28066 号
改正 2006.09.28 大統領令 第 19513 号	一部改正 2018.04.24 大統領令 第 28819 号
改正 2007.06.28 大統領令 第 20127 号	一部改正 2018.07.17 大統領令 第 29050 号
改正 2007.06.29 大統領令 第 20137 号	一部改正 2019.07.09 大統領令 第 29955 号
改正 2008.02.29 大統領令 第 20729 号	一部改正 2020.07.14 大統領令 第 30844 号
改正 2008.09.30 大統領令 第 21053 号	

## 第 1 章 総則及び特許出願

**第 1 条** この令は、「特許法」で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

### 第 1 条の 2 削除

**第 2 条(微生物の寄託)** ①微生物に関係される発明に対して、特許出願をしようとする者は特許出願前に次の各号のいずれかに該当する機関に、特許庁長が定めて告示する方法に応じて、該当微生物を寄託しなければならない。但し、該当発明が属する技術分野で通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合には寄託しないこともできる。

1. 「特許法」(以下「法」という。)第 58 条第 2 項の規定により、微生物寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関として登録した機関(以下「国内寄託機関」という。)

2. 「特許手続上、微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」第 7 条の規定により国際寄託機関としての地

位を取得した機関(以下「国際寄託機関」という。)

3. 次の各目の要件をすべて充足する国家での微生物寄託および分譲に関する業務を担当する専門機関として指定した機関(以下“指定寄託機関”という。)

イ. 「特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の当事国ではないこと

ロ. 該当国家の特許庁長が大韓民国国民に、特許手続上の微生物寄託に対して大韓民国と同一の条件の手続を認めることに特許庁長と合意した国家であること

②第1項の規定により微生物を寄託した者は、特許出願書に産業通商資源部令で定める方法により、その趣旨を記し、微生物の寄託事実を証明する書類(国際寄託機関に寄託した場合には「特許手続上、微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約規則」第7規則による受託証中、最新の受託証の写しをいう。)を添付しなければならない。

③特許出願人または特許権者は第1項の微生物の寄託に対し特許出願後新しい受託番号が附与された時には、遅滞なくその事実を特許庁長に申告しなければならない。

**第3条(微生物に係る発明の特許出願明細書の記載)** 微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、法第42条第2項による明細書(特許出願書に最初に添付した明細書を言う。)を書くとき、第2条第1項本文により微生物を寄託した場合には**国内寄託機関、国際寄託機関または指定寄託機関**から付与された受託番号を、同項ただし書によりその微生物を寄託しない場合にはその微生物の入手方法を書かなければならない。

**第4条(微生物の分譲)** ①第2条より寄託された微生物に係る発明を試験または研究のために実施しようとする者は、次の各号のいずれか1つに該当する場合、産業通商資源部令で定めるところにより**国内寄託機関、国際寄託機関または指定寄託機関**からその微生物の分譲を受けることができる。

1. その微生物に係る発明に対する特許出願が公開されたり設定登録された場合
2. 法第63条第1項(法第170条第2項及準用する場合を含む)による意見書を作成するために必要な場合

②第2条の規定により、微生物を寄託した者から微生物分譲に対する許可を受けた者は、**国内寄託機関、国際寄託機関または指定寄託機関**に申請し、該当微生物の分譲を受けることができる。

③第1項及び第2項の規定により微生物の分譲を受けた者はその微生物を他人に利用させてはならない。

**第5条(請求範囲の記載方法)** ①法第42条第8項による請求範囲の請求項(以下“請求項”という。)を記載するときには、独立請求項(以下“独立項”という。)を記載しなければならず、その独立項を限定したり付加して具体化する従属請求項(以下“従属項”という。)を記載することができる。この場合必要な時にはその従属項を限定したり付加して具体化する他の従属項を記載することができる。

②請求項は発明の性質によって適正な数で記載しなければならない。

③削除

④他の請求項を引用する請求項は、引用される項の番号を書かなければならない。

⑤2以上の項を引用する請求項は引用される項の番号を択一的に記載しなければならない。

⑥2以上の項を引用する請求項でその請求項の引用された項は再び2以上の項を引用する方式を使用してはならない。2以上の項を引用した請求項でその請求項の引用された項が再び一つの項を引用したあとその一つの項が結果的に2以上の項を引用する方式に対してもまた同じである。

⑦引用される請求項は引用する請求項より先に記載しなければならない。

⑧各請求項は項ごとに行を変えて記載して、その記載する順序によってアラビア数字で一連番号を付けなければならない。

**第6条(1群の発明に対する1特許出願の要件)** 法第45条第1項但書の規定による1群の発明に対して1特許出願をするためには、次の各号の要件を備えなければならない。

1. 請求された発明間に技術的相互関連性があること。
2. 請求された発明などが同一、または相応する技術的特徴を有していること。この場合、技術的特徴は発明全体からみて先行技術に比べて改善されたものでなければならない。

**第7条(許可等による特許権の存続期間の延長登録出願対象発明等)** ①法第89条第1項で“大統領令で定める発明”とは、次の各号のいずれか1つに該当する発明をいう。

1. 特許発明を実施するために「薬事法」第31条第2項・第3項または第42条第1項により品目許可を受けた医薬品[新物質(薬効を示す活性部分の化学構造が新しい物質をいう。以下、この条で同じ)を有効成分とし製造した医薬品として最初に品目許可を受けた医薬品に限定する]または「麻薬類管理に関する法律」第18条第2項または第21条第2項により品目許可を受けた麻薬または向精神薬(新物質を有効成分として製造した麻薬または向精神薬として最初に品目許可を受けた麻薬または向精神薬に限定する)の発明

2. 特許発明を実施するために「農薬管理法」第8条第1項、第16条第1項又は第17条第1項により登録した農薬または原剤(新物質を有効成分とし製造した農薬又は原剤として最初に登録した農薬又は原剤に限定する)の発明

②第1項各号の発明と関連して、法第89条第1項による特許発明を実施することができなかった期間の算定およびその他に特許権の存続期間延長登録出願の審査に関する細部的な事項は特許庁長が定め告示する。

**第7条の2(出願人によって遅延された期間)** ①法第92条の2第3項で「出願人による遅延された期間」とは、次の各号のいずれか一つに該当する期間をいう。

1. 特許庁または特許審判院に係属中である特許に関する手続きにおいて次の各項目のいずれか一つに該当する期間

イ. 法第10条により特許庁長または審判長が代理人によって特許に関する手続きを踏むよう命じたり、あるいは代理人の改任を命じた場合には、その命じた日から代理人が選任されたりあるいは改任した日までの期間

ロ. 法第15条第1項または第2項により出願人の請求によって審判の請求期間または特許に関する手続きを踏む期間が延長された場合には、その延長された分の期間(期間が延長された後法第15条第2項により出願人の請求によって特許に関する手続きを踏む期間が短縮された場合には、その短縮された分の期間は除外される。)

ハ. 法第15条第3項により特許に関する手続きを踏む期間が定められた後、出願人の請求によりその定められた期日より遅い期日に変更された場合には、その定められた期日の翌日から変更された期日までの期間

ニ. 法第17条本文により責任を問うことのできない事由が消滅した後、特許に関する手続きを追って後日補完した場合には、その事由が消滅した日からその手続きを追って後日補完した日までの期間

ホ. 法第20条、第23条第2項、第78条第1項または第164条第1項により特許に関する手続きが中断、あるいは中止された場合にはその特許に関した手続きが中断、あるいは中止された期間

ヘ. 法第36条第6項により特許庁長が出願人に期間を定め協議の結果を申告することを命じた場合には、その期間(法第15条第2項により出願人の請求により期間が短縮された場合には、その短縮された分の期間は除外される。)

ト. 法第 42 条の 2 第 2 項ただし書による期間以内に請求範囲が記載されるよう明細書を補正した場合には、出願審査請求の趣旨を通知受領した日からその明細書を補正した日までの期間

チ. 法第 42 条の 3 第 6 項により、最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を訂正した文書(以下、この目で“誤訳訂正書”という。)を出願審査請求日から 8 ヶ月になる日より遅れて提出する場合、その 8 ヶ月になる日の翌日から誤訳訂正書を最後に提出した日までの期間

リ. 法第 46 条、第 141 条第 1 項または第 203 条第 3 項によって特許庁長・特許審判院長または審判庁が期間を定めて補正を命じた場合にはその期間(法第 15 条第 2 項による出願人の請求によって期間が短縮された場合にはその短縮された分の期間は除外される。)

ヌ. 法第 55 条第 1 項により優先権主張の基礎となった先出願に対し、その先出願を基礎とした優先権主張が法第 56 条に基づいて取り下げられたり、取り下げたと見られる場合にはその先出願に対して優先権主張があった日からその優先権が取り下げられたり取り下げられたとみられる日までの期間

ル. 法第 61 条により優先審査と関連し第 10 条によって優先審査の決定が出願人によって遅延された場合には、その遅延された期間

ロ. 法第 63 条第 1 項本文により審査官(法第 170 条により法第 63 条が準用された場合には、法第 143 条による審判官をいう。以下、この項目と同じ)この出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えた場合、【但し、審査官が拒絶理由を通知した後その拒絶理由に対し、明細書または図面の補正なく法第 66 条により特許決定した場合(法第 170 条により法第 66 条が準用され特許決定した場合を含む)は除外される。】にはその期間(法第 15 条第 2 項により出願人の請求によって意見書を提出することができる期間が短縮された場合にはその短縮された分の期間は除外される。)

ヲ. 法第 67 条第 2 項により特許決定の謄本を送達を受けた日以降に法第 79 条第 1 項によって特許料を納付(法第 81 条第 1 項によって特許料を追加納付する場合、法第 81 条の 2 第 2 項によって特許料を保全する場合、あるいは法第 81 条の 3 第 1 項により特許料を納付したり保全する場合を含む。)したり法第 83 条第 3 項により出願人が知識経済部令に定められた書類を提出し特許料免除となった場合には、その送達を受けた日から法第 87 条による特許権の設定登録がなされる日までの期間

カ. 法第 67 条の 2 第 1 項本文による再審査を請求した場合には、再審査請求前に法第 67 条第 2 項による特許拒絶決定の謄本を送達を受けた日から特許庁長が再審査による特許可否の決定をした日までの期間

コ. 法第 67 条の 3 第 1 項の規定により、責任を負うことができない事由が消滅した後、出願審査の請求または再審査の請求をした場合には、その事由が消滅した日から出願審査の請求または再審査の請求をした日までの期間

ク. 法第 149 条または第 150 条による除外あるいは忌避の申請が法第 152 条第 1 項の決定により認められなかった場合には法第 153 条本文により審判手続きを中止した期間

ケ. 法第 157 条による出願人の証拠調査または証拠保全の申請に対し、その証拠調査あるいは証拠保全が必要ではないと認められた場合には、その申請があった日からその証拠調査または証拠保全が必要ではないと認められた日までの期間

コ. 法第 162 条第 4 項による審理の終結を通知した後、出願人の申請により審理を再開した場合には、審理を再開した日から法第 162 条第 3 項による審理の終結を再び通知した日までの期間

ツ. 法第 178 条による再審をその再審の事由を知った後に請求した場合には、その再審の事由を知った日から再審を請求した日までの期間

ネ. 法第 186 条第 5 項により審判長が付加期間を定めた場合にはその期間



ナ. 法第 218 条または第 219 条による書類の送達あるいは公示送達が出願人によって遅延された場合(第 18 条第 10 項により送達される場所を変更した時その趣旨を特許庁長に申告せず送達が遅延された場合等をいう。)には、その送達が遅延された期間

ウ. 次のいずれかに該当する書類または書面を出願審査請求日から 8 ヶ月になる日まで提出していない場合には、その 8 ヶ月になる日の翌日からその書類等を提出した日までの期間

- 1) 微生物に係る発明に対する特許出願である場合、第 2 条第 2 項による微生物の寄託事実を証明する書類
- 2) 法第 30 条第 3 項第 1 号により同条第 1 項第 1 号の適用を受けようとする場合、その証明書類
- 3) 法第 54 条第 3 項により優先権を主張した場合、同条第 4 項による書類または書面

2. 法第 186 条第 1 項または第 8 項により審決・決定・判決に対する訴訟手続きにおいて次の各項目のいずれか一つに該当する期間

イ. 法第 78 条第 2 項または第 164 条第 2 項により訴訟手続きが中止された場合には、その訴訟手続きが中止された期間

ロ. 「民事訴訟法」第 41 条乃至第 43 条の規定による法官(法第 188 条の 2 第 1 項により準用される技術審理官及び「民事訴訟法」第 50 条により準用される法院事務官等を含む。)に対する除斥あるいは忌避の申請が「民事訴訟法」第 45 条または第 46 条の決定により受け入れられなかった場合には除斥あるいは忌避の申請がなされた日からその申請に対する却下決定が下された日までの期間、または「民事訴訟法」第 48 条本文によって訴訟手続きを停止した期間

ハ. 「民事訴訟法」第 59 条または第 254 条第 1 項により法院または裁判長が期間を定めて補正を命じた場合にはその期間

ニ. 「民事訴訟法」第 62 条により特別代理人が選任された場合には、その選任を申請した日から特別代理人が選任された日までの期間

ホ. 「民事訴訟法」第 142 条により弁論の再開が出願人による場合には、弁論の再開が命じられた日から弁論が再び終結される日までの期間

ヘ. 「民事訴訟法」第 144 条第 1 項により法院が出願人または代理人の陳述を禁じ弁論に係属する新たな期日を定めた場合には、その陳述を禁じた日から新たな期日までの期間

ト. 「民事訴訟法」第 144 条第 2 項により法院が弁護士を選任するように命じた場合には、その選任が命じられた日から弁護士が選任された日までの期間

チ. 「民事訴訟法」第 165 条第 1 項により裁判長が指定した期日が出願人の申請等顕著な事由があり、その指定した期日より遅い期日に変更された場合には、その指定した期日の翌日から変更された期日までの期間

リ. 「民事訴訟法」第 172 条により法院が出願人の申請のための法廷期間または法院が定めた期間を延ばしたり、不変期間に対して付加期間を定めた場合には、その延ばされた期間またはその付加期間

ヌ. 「民事訴訟法」第 173 条により責任を問うことのできない事由がなくなった後、訴訟行為を追って後日補完した場合には、その事由がなくなった日からその訴訟行為を追って後日補完した日までの期間

ル. 「民事訴訟法」第 178 条、第 186 条乃至第 188 条、または第 194 条による書類の送達または公示送達が出願人によって遅延された場合には、その送達が遅延された期間

ロ. 「民事訴訟法」第 233 条乃至第 237 条、第 239 条、第 240 条または第 246 条により訴訟手続きが中断あるいは中止された場合には、その訴訟手続きが中断あるいは中止された期間

ワ。「民事訴訟法」第 268 条第 1 項により出願人が弁論期日に出席しなかったり、あるいは出席したとしても弁論せず裁判長が再度弁論期日を定めた場合には、その弁論期日の翌日から再び定められた弁論期日までの期間

カ。「民事訴訟法」第 289 条による証拠の申請に対し、その証拠が必要ではないと認められた場合には、その申請があった日からその証拠が必要ではないと認定された日までの期間

コ。「民事訴訟法」第 451 条による再審の訴えをその再審の事由を知り得た後に提起した場合には、その再審の事由を知った日から再審の訴えを提起した日までの期間

3.法第 224 条の 2 第 2 項による処分の不服に対する行政審判・行政訴訟の手続きにおいて次の各項目のいずれか一つに該当する期間

イ。「行政審判法」第 10 条による除斥または忌避の申請が同法施行令第 12 条による決定により却下されたり棄却された場合には、同令第 13 条により審判手続きを停止した期間

ロ。「行政審判法」第 27 条第 2 項により天災地変、戦争、地変、それ以外の不可抗力事由が消滅した後、行政審判を請求する場合には、その事由が消滅した日から行政審判を請求した日までの期間

ハ。「行政審判法」第 32 条第 1 項本文により中央行政審判委員会(以下、この条では「委員会」とする)が期間を定めて補正することを要求した場合にはその期間

ニ。「行政審判法」第 33 条第 2 項により委員会が補充書面の提出期限を定めた場合には、その提出期限を定めた日から補充書面を提出した日までの期間

ホ。「行政審判法」第 38 条により委員会が指定した審理期日が出願人の申請によりその指定した審理期日より遅い審理期日に変更された場合にはその指定した審理期日の翌日から変更された審理期日までの期間

ヘ。「行政審判法」第 57 条により「民事訴訟法」の中で送達に関する規定を準用する場合には、第 2 号カの項目に該当する期間

ト。「行政審判法」第 8 条第 2 項により「民事訴訟法」の規定を準用する場合には、第 2 号の各項目いずれか一つに該当する期間

4.それ以外特許庁または特許審判院に係属中である特許に関する手続き、法第 186 条第 1 項または第 8 項による審決・決定・判決に対する訴訟手続きあるいは法第 224 条の 2 第 2 項による処分の不服に対する行政審判・行政訴訟の手続きにおいて、出願人により遅延された期間として知識経済部令で定められる期間

②第 1 項にもかかわらず法第 92 条の 2 第 1 項により特許権の設定登録が遅延された原因のうち、出願人により遅延されたものではないと客観的に認められる場合には、それに該当する期間は第 1 項による期間から除外される。

## 第 2 章 審査及び審判

**第 8 条(審査官等の資格)** ①審査官になることができる人は、特許庁またはその所属機関の次の各号のいずれか一つに該当する公務員であり、国際知識財産研修院で所定の審査官研修過程を修了した人とする。但し、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項による解放型職位で指定された審判官に任用されることができる人は同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた人とし、同法第 28 条の 5 第 1 項により公募職位に指定された審判官に任用することができる人は同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた人とする。ただし、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項の規定による開放型職位に指定された審査官に任用することができる者は、同条第 2 項の規定に基づいて設定された職務遂行の要件を備えた者として、同法第 28 条の 5 第 1 項の規定による公募職位に指定された審査官に任用

することができる者は、同条第 2 項の規定に基づいて設定された職務遂行の要件を備えた者とする。

1. 高位公務員団に属する一般職公務員
  2. 5 級以上の一般職国家公務員
  3. 「公務員任用令」別表 4 の 2 によるイ級またはロ級の資格基準に該当する専門任期制公務員<改正 1999.6.30、2005.01.31、2009.12.30>
  4. 6 級一般職国家公務員(「公務員任用令」別表 4 の 2 の規定による、専門任期制公務員イ級又はロ級の資格基準に該当する資格を備えた者に限定する)
- ②審判官になることができる人は、特許庁またはその所属機関の 4 級以上の一般職国家公務員または高位公務員団に属する一般職公務員のうち次の各号のいずれかに該当する人として国際知識財産研修院で所定の審判官研修過程を修了した人とする。<改正 1999.6.30、2005.01.31、2006.3.3>
1. 特許庁で 2 年以上審査官として在職した人
  2. <削除>
  3. 特許庁で審査官として在職した期間と 5 級以上の一般職国家公務員または高位公務員団に属する一般職公務員として特許審判院で審判業務に直接従事した期間及び特許法院で技術審理官として在職した期間を通算して 2 年以上の人
- ③審判長になることができる人は、特許庁またはその所属機関の 4 級以上の一般職国家公務員または高位公務員団に属する一般職公務員として次の各号のいずれかに該当する人とする。但し、「国家公務員法」第 28 条の 4 第 1 項による開放型職位に指定された審判長に任用されることができる人は、同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた人とし、同法第 28 条の 5 第 1 項による公募職位に指定された審判長に任用されることができる人は、同条第 2 項により設定された職務遂行要件を備えた人とする。
1. 特許審判院で 2 年以上審判官として在職した人
  2. 第 2 項による審判官の資格を備えた者として、3 年以上特許庁またはその所属機関で審査または審判事務に従事した人
- ④特許審判院長になることができる人は、審判官の資格がある人とする。
- ⑤第 1 項から第 4 項までの規定による審査官、審判官、審判長または特許審判院長の資格の職級に該当する公務員(高位公務員団に属する一般職公務員及び第 1 項第 3 号による専門任期制公務員を含む)であって弁理士の資格のある人は、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらずそれぞれ審査官、審判官、審判長または特許審判院長になることができる。但し、第 1 項第 3 号による専門任期制公務員と、同項第 4 号の規定による 6 級一般職国家公務員は、審査官に限定する。
- ⑥第 1 項及び第 2 項の規定による審査官及び審判官の研修に関して必要な事項は特許庁長がこれを定める。  
[全文改正 1997.6.26]<改正 2013.04.03>

**第 8 条の 2(先行技術調査等に関する専門機関の登録基準等)** ①特許庁長は、法第 58 条第 2 項により次の各号の要件を全て備えた法人を法第 58 条第 1 項による先行技術の調査又は特許分類の付与に関する業務を担当する専門機関(以下“調査・分類専門機関”という。)に登録しなければならない。但し、法第 58 条の 2 第 1 項第 1 号によって調査・分類専門機関の登録が取消された法人又はその法人で取消し当時に役員としていた人が属している法人であって、その登録が取消された後 2 年を経たない場合には、その限りでない。<改正 1996.6.3、2005.01.31、2006.3.3>

1. 第 8 条の 3 第 1 項各号の業務に必要な文献および装備を確保すること。
2. 第 8 条の 3 第 1 項各号の業務を専担し遂行する人材と組織を確保すること。

3. 役職員のうち「弁理士法」第2条による業務を行う他の機関の役職員を兼ねる者または同法第5条により登録した弁理士(同法第6条の2第2項の規定により休業を申告して休業中にある弁理士は除く)がないこと。

4. 第8条の3第1項各号の業務と関連された役・職員、施設および装備に対する保安体系を備えること。

②調査・分類の専門機関が第8条の3第1項各号の業務外の業務を遂行する場合には、その業務を遂行することで同項各号の業務が不公正になってはならない。

③調査・分類専門機関として登録しようとする者は、産業通商資源部令で定めるところにより、登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。

④第1項各号の規定による文献、装備及び人材・組織の確保に関する細部的な基準、保安体系の具体的な基準とその他に調査・分類専門機関の登録および運営に必要な事項は、特許庁長が定めて公示する。

[本条新設 1992.10.27]

**第8条の3(先行技術の調査依頼等)** ①特許庁長は法第58条第1項の規定により、次の各号の業務を調査・分類専門機関に依頼することができる。

1. 先行技術の調査業務
2. 特許分類の付与業務
3. その他に特許出願審査に関し、特許庁長が必要だと認める業務

②調査・分類専門機関の長は、特許庁長から第1項各号の業務の依頼を受けた場合には、その業務結果を特許庁長に迅速に通知しなければならない。

③特許庁長は第2項の規定により、通知を受けた業務結果に対して追加調査等が必要であると判断される場合には調査範囲等を定め、その調査・分類専門機関の長に該当業務を再依頼することができる。

④第3項の再依頼に関しては、第2項を準用する。

[本条新設 1992.10.27]

**第8条の4(微生物寄託・分譲に関する専門機関の登録基準等)** ①特許庁長は法第58条第2項の規定により、次の各号の要件をすべて備えた機関又は団体(以下“機関等”という。)を微生物寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関として登録しなければならない。ただし、法第58条の2第1項第1号の規定により、微生物寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関の登録が取消された機関等、又はその機関等の取消当時に役員であった者が所属している機関等で、その登録が取消された後2年を経たない場合にはこの限りでない。

1. 微生物の保存及び安全維持に必要な人材及び施設を備えること
2. 微生物寄託及び分譲業務の遂行に関する計画を樹立すること
3. 微生物に対する秘密維持のための保安体系を備えること

②微生物寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関として登録しようとする者は、産業通商資源部令で定めるところにより、登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。

③第1項各号の規定による人材・施設、業務遂行の計画及び保安体系の具体的な基準とその他の微生物寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関の登録及び運営に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

**第8条の5(専門機関業務に対する管理及び評価)** ①法第58条第3項で“大統領令で定める専担機関”とは、同条第2項による専門機関業務に対する管理及び評価業務の遂行に必要な専門人材・専担組織及び保安体系を備えたと特許庁長が認める機関又は団体をいう。



②第1項による専門人材・専担組織及び保安体系の具体的な基準、専担機関の業務遂行範囲等、専担機関の運営に必要な細部事項は、特許庁長が定めて告示する。

**第9条(優先審査の対象)** 法第61条第2号で“大統領令で定める特許出願”とは、次の各号のいずれかに該当するものとして特許庁長で定める特許出願をいう。

1. 防衛産業分野の特許出願
2. 緑色技術[温室ガス減縮技術、エネルギー利用効率化技術、清浄生産技術、清浄エネルギー技術、資源循環及び親環境技術(関連融合技術を含む)等、社会・経済活動の全過程にわたり、エネルギーと資源を節約して効率的に使用し、温室ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術を言う]と直接関連する特許出願
- 2の2.人工知能または事物インターネット等4次産業革命と関連された技術を活用した特許出願
3. 輸出促進に直接関連した特許出願
4. 国家または地方自治団体の職務に関する特許出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に関する特許出願として「技術の移転および事業化促進に関する法律」第11条第1項により国・公立学校内に設置された技術移転・産業化専担組織による特許出願を含む。)
5. 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業の確認を受けた企業の特許出願
- 5の2. 「中小企業技術革新促進法」第15条により、技術革新型の中小企業として選定された企業の特許出願
- 5の3. 「発明振興法」第11条の2により職務発明補償優秀企業に選定された企業の特許出願
- 5の4. 「発明振興法」第24条の2により知職財産の経営認証を受けた中小企業の特許出願
6. 「科学技術基本法」第11条による国家研究開発事業の結果物に関する特許出願
7. 条約による優先権主張の基礎となる特許出願(当該特許出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁に特許に関する手続きが進行中であるものに限定する。)
- 7の2. 法第198条の2により特許庁が「特許協力条約」による国際調査機関で国際調査を遂行した国際特許出願
8. 特許出願人が特許出願された発明を実施し、または実施準備中の特許出願
9. 削除
10. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することに合意した特許出願
11. 優先審査の申請をしようとする者が特許出願された発明に関して調査・分類専門機関中、特許庁長が定めて告示した専門機関に先行技術の調査を依頼した場合で、その調査結果を特許庁長に通知するように該当専門機関に要請した特許出願
12. 次の各目のいずれかに該当する者がした特許出願
  - イ. 65歳以上の者
  - ロ. 健康に重大な異常があり、優先審査を受けなければ、特許決定または特許拒絶決定まで特許に関する手続を踏むことができないと予想される者

[全文改正 1999.6.30]

**第10条(優先審査の決定)** ①優先審査を申請する者は知識経済部令が定める優先審査申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は第1項の規定による優先審査申請がある時には優先審査可否を決定しなければならない。

③第2項の優先審査の決定に関して必要な事項は特許庁長が定める。

### 第3章 国防関連特許出願の秘密取扱等

**第11条(国防関連特許出願の秘密分類基準)** 特許庁長は法第41条第1項の規定によって秘密で分類して取り扱わなければならない発明の選別に必要な分類基準(以下“分類基準”という。)を防衛事業庁長と協議して定めなければならない。

**第12条(秘密取扱手続き)** ①特許庁長は国内に住所または営業所を持った者の特許出願が第11条の規定による分類基準に該当される場合には、防衛事業庁長に秘密で分類して取扱う必要があるかの可否を照会しなければならない。

②特許庁長は第1項の規定によって防衛事業庁長に照会した場合にはその特許出願の発明者・出願人・代理人及びその発明を知っていると認められる者(以下“発明者等”という。)にその事実を通知して保安を維持するように要請しなければならない。

③防衛事業庁長は第1項の規定によって照会を受けた場合には2ヶ月以内に回答しなければならない。その特許出願に対し秘密取扱が必要であると認められる場合には特許庁長に秘密で分類して取扱うように要請しなければならない。

④特許庁長は第3項の規定によって秘密で分類して取扱うことが要請された場合には「保安業務規定」によって必要な措置を取ってその特許出願の発明者等に秘密で分類して取扱うように命じなければならない。秘密で分類して取扱うことが要請されなかった場合にはその特許出願の発明者等には第2項の保安維持要請の解除通知をしなければならない。

⑤特許庁長は第3項の規定による防衛事業庁長の回答を受けた時にはすぐに第4項の規定によって秘密で分類して取扱うように命じたり保安維持要請の解除通知をしなければならない。

**第13条(秘密からの解除等)** ①特許庁長は第12条第4項の規定によって秘密で分類して取扱うことを命じた特許出願に対しては秘密からの解除、秘密保護期間の延長または秘密等級の変更可否を年2回以上防衛事業庁長と協議して必要な措置をしなければならない。

②第12条第4項の規定によって秘密で分類して取扱うことの命令を受けた発明者等は特許庁長に秘密からの解除または秘密等級の変更や特許出願された発明の一定範囲の公開または実施の許可を請求することができる。

**第14条(報償金)** ①特許出願人は、法第41条第3項の規定により外国に特許出願が禁止されることによる損失、または秘密に取扱うことに伴う損失に対する報償金(以下“報償金”という。)を防衛事業庁長に請求することができる。

②特許出願人が第1項の規定によって報償金を請求する場合には報償金請求書と損失を立証できる証拠資料を提出しなければならない。

③防衛事業庁長は特許出願人から第1項の規定による報償金請求を受けた場合には補償額を決定して支給しなければならない。必要な場合には特許庁長と協議することができる。

**第15条(外国への特許出願禁止及び許可)** ①国内に住所または営業所を持った者が特許出願した発明が第12条第2項の規定によって特許庁長から保安維持要請を受けたり、同条第4項の規定によって秘密で分類して取扱うよう

に命令を受けた場合には特許庁長の許可を受けた場合に限って外国に特許出願をすることができる。

②外国への特許出願許可を申請しようとする者は知識経済部令が定める申請書を特許庁長に提出しなければならない。

**第 16 条(防衛事業庁長との協議)** 特許庁長は次の各号のいずれかに該当する許可をしようとする場合には、あらかじめ防衛事業庁長と協議しなければならない。

1. 第 13 条第 2 項の規定による秘密で取り扱われている発明の一定範囲の公開または実施許可
2. 第 15 条第 2 項の規定による外国への特許出願許可

## 第 4 章 補 則

### 第 17 条 削除

**第 18 条(書類の送達等)** ①法により送達する書類は、特許庁または特許審判院で当事者またはその代理人がこれを直接受領し、または情報通信網を利用して受領する場合を除いては、書留郵便で発送しなければならない。

②特許庁長または特許審判院長は、第 1 項の規定により書類を送達した場合には次の各号に定めるところによって受領証またはその内容を保管しなければならない。

1. 当事者または代理人が特許庁または特許審判院に直接受領する場合には受領日付及び受領者の氏名が記載された受領証

2. 当事者または代理人が情報通信網を利用して受領する場合には、特許庁または特許審判院が運営する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容

3. 書留で発送する場合には、書留物受領証

③審判・再審・通常実施権設定の裁定及び特許権の取消に関する審決又は決定の謄本を送達する場合には、郵便法令による特別送達の方法でしなければならない。但し、法第 28 条の 4 第 1 項による電子文書利用申告をした者に送達する場合には、情報通信網を利用してすることができる。

④送達においては法またはこの令に特別の規定がある場合を除いて送達を受ける者にその書類の謄本を交付しなければならない。送達する書類の提出に替えて調書を作成した時にはその調書の謄本や抄本を交付しなければならない。

⑤法第 3 条第 1 項の本文に該当する者に対する送達はその法定代理人にしなければならない。

⑥数人が共同で代理権を行使する場合にはそのうち 1 人に送達する。

⑦刑務所または拘置所に拘束された者に対する送達はその所長にする。

⑧当事者又はその代理人が 2 人以上の場合であって、書類の送達を受けるための代表者 1 人を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告した場合には、その代表者に送達する。

⑨送達する場所はこれを受ける者の住所または営業所とする。但し、送達を受けようとする者が送達を受けようとする場所(国内に限る)の特許庁長または特許審判院長にあらかじめ申告した場合はその場所とする。〈改正 1993.12.31、2005.01.31〉

⑩送達を受ける者がその場所を変更した時にはすぐにその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

⑪送達を受ける者が正当な事由なく送達を受けることを拒否することによって送達できなくなった時には発送した日に送達されたものと見る。

⑫法により送達する書類以外の書類の発送等は特許庁長が定める方法にしたがう。

**第 19 条(特許公報)** ①法第 221 条第 1 項の規定による特許公報は登録特許公報と公開特許公報で区分する。

②法第 87 条第 3 項第 8 号の“大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 分類記号  
2. 法第 30 条の規定による公知等がされていない発明とみなす発明に関する事項  
3. 特許出願書に添付された明細書及び図面(法第 87 条第 2 項の規定による設定登録時に添付された明細書及び図面をいう。)

4. 分割出願又は変更出願に関する事項
5. 優先権主張に関する事項
6. 出願公開番号及び公開年月日
7. 法第 66 条の 2 による職権補正に関する事項
8. 法第 132 条の 3、第 133 条の 2、第 136 条又は第 137 条により訂正された内容
9. その他に特許庁長が必要と認める事項

③公開特許公報には次の各号の事項を掲載する。ただし、公共秩序または善良な風俗を紊乱にしたり公衆の衛生を害する虞があると認められる事項は掲載しない。

1. 次の各目の区分による事項  
イ. 出願人が自然人の場合: 氏名及び住所  
ロ. 出願人が法人の場合: 法人の名称及び営業所の所在地  
2. 出願番号・分類記号及び出願年月日  
3. 発明者の氏名及び住所  
4. 出願公開番号及び公開年月日  
5. 特許出願書に最初に添付された明細書及び図面。ただし、法第 42 条の 3 第 1 項の規定により、明細書及び図面を韓国語ではない言語で記した特許出願(以下“外国語特許出願”という。)と法第 199 条第 1 項の規定による国際特許出願中、韓国語ではない言語で記した国際特許出願(以下“外国語国際特許出願”という。)の場合には、次の各目の区分による明細書(外国語国際特許出願の場合には、発明の説明及び請求範囲をいう。以下この号において同じ。)及び図面とする。

- イ. 外国語特許出願の場合: 法第 42 条の 3 第 5 項の規定により、補正したものとみなす明細書及び図面
- ロ. 外国語国際特許出願の場合: 法第 201 条第 5 項の規定により、補正したものとみなす明細書及び図面

5 の 2. 特許出願書に添付された要約書  
5 の 3. 法第 42 条の 2 第 2 項の規定による明細書補正に関する事項  
6. 優先権主張に関する事項  
7. 変更出願または分割出願に関する事項  
8. 法第 60 条第 2 項の規定による出願審査の請求事実。ただし、出願公開時にその事実が掲載されなかった場合には、該当出願の公開番号・分類記号及び出願番号をその審査請求事実とともに追後発行される公開特許公報に掲載しなければならない。

9. 法第 63 条の 2 の規定により誰でもその特許出願が特許されることができないという趣旨の情報を証拠とともに特



許庁長に提供できるという趣旨

10. その他特許出願の公開に関係される事項

④ 特許庁長は、法第 87 条第 3 項及びこの条第 3 項によって自然人である特許権者、自然人である出願人または発明者の住所を掲載する場合、その特許権者、出願人または発明者の申請があればその住所の一部のみを掲載することができる。

⑤ 第 4 項による申請方法及び手続き、住所の掲載範囲は、特許庁長が定めて告示する。

[全文改正 1999.6.30]

**第 19 条の 2(固有識別情報の処理)** 特許庁長又は特許審判院長は、次の各号の事務を遂行するために不可避な場合「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号又は第 4 号による住民登録番号又は外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第 28 条の 2 による固有番号の付与に関する事務
2. 法第 42 条による特許出願に関する事務
3. 法第 157 条による証拠調査及び証拠保全に関する事務
4. 法第 222 条による書類の提出等に関する事務
5. その他法及びこの令による出願、審査、審判、登録に関する申請・申告又は提出に関する事務

**第 20 条(過怠料の賦課)** 法第 232 条第 1 項による過怠料の付加基準は、別表の通りである。但書 削除

[本条新設 1992.10.27]

## 附 則

この令は、1990 年 9 月 1 日から施行する。

## 附 則[1992.10.27]

この令は、1992 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則[1993.3.6]

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条ないし第 4 条 省略

## 附 則[1993.12.31]

- ①(施行日) この令は、1994年1月1日から施行する。
- ②(優先審査の対象に関する経過措置) この令施行前に政府または地方自治団体とその出捐研究機関が審査請求した他人の特許出願に関しては従来の規定による。
- ③(報償金請求に関する特例) この令施行前に秘密で分類されて取り扱われている特許出願に対しても第14条第1項の改正規定を適用する。
- ④(他の法令の改正) 実用新案法施行令のうち次の通り改正する。第3条第2項第1号ホ目を次の通りする。  
ホ.優先権主張の基礎となる出願日

## 附 則[1996.6.3]

第1条(施行日) この令は、1996年7月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は1996年12月7日から施行する。

第2条(他の法令の改正) ①特許登録令のうち次の通り改正する。第1条第3号・第3条第3号及び第14条第3号のうち“法第107条第3項”を各々“法第107条第1項”とする。

②実用新案登録令のうち次の通り改正する。

第1条第3号及び第3条第3号のうち“特許法第107条第3項”を各々“特許法第107条第1項”とする。

③特許権の収容・実施等に関する規定のうち次の通り改正する。第9条の題目“(工業所有権審議委員会)”を“(産業財産権審議委員会)”とし、同条本文中“工業所有権審議委員会”を“産業財産権審議委員会”とし、同条第3号のうち“法第107条第3項”を“法第107条第1項”とする。

## 附 則[1997.6.26]

第1条(施行日) この令は、1997年7月1日から施行する。ただし、第19条第3項第2号ホ目ないしチ目の改正規定は、1998年2月1日から施行し、第4条第1項第2号、第8条及び第18条第1項・第2項の改正規定は、1998年3月1日から施行する。

第2条(審判官等の資格期間算定等に関する経過措置) ①第8条第2項の改正規定の施行前に4級または5級一般職国家公務員として抗告審判所で抗告審判業務に従事した期間と4級一般職国家公務員として国際特許研修院で履修した技術審理官及び審判官養成研修課程の履修期間は各々同項第1号の規定による審査官として在職した期間とみる。

②第8条第3項の改正規定の施行前に特許庁で審判官として在職した期間は同項第1号の規定による審判官として在職した期間とみる。

③第8条第2項及び第3項の改正規定の施行当時従来の規定によって審判官または抗告審判官の資格を揃えた者は各々この令による審判官または審判長の資格があるものとみる。

第3条(審決文等の特別送達に関する特例) 第18条第3項の改正規定を適用するにおいて、1998年2月28日まで同条同項中“審判”は“審判・抗告審版・即時抗告”とみる。

## 附 則[1999.6.30]

- ①(施行日) この令は、1999 年 7 月 1 日から施行する。
- ②(適用例) 第 9 条の改正規定は本令の施行後最初に優先審査の申請がある特許出願から適用する。

**附 則**[2001.6.27]

この令は、2001 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**[2003.6.13]

この令は、公布した日から施行する。

**附 則**[2004.3.17](電子的民願処理のための仮釈放者管理規定等中改正令)

この令は、公布した日から施行する。

**附 則**[2005.1.31]

この令は、2005 年 2 月 11 日から施行する。

**附 則**[2006.3.17](高位公務員団人事規定)

第 1 条 この令は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

<以下省略>

**附 則**[2006.09.28]

- ①(施行日) この令は、2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 8 条第 2 項、同条第 3 項第 2 号、第 18 条第 3 項および第 19 条第 2 項第 10 号の改正規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。
- ②(優先審査の対象に関する適用例) 第 9 条の改正規定は、本令の施行後最初に提出される優先審査より適用する。
- ③(審判官等の資格要件に関する経過措置) 第 8 条第 2 項および第 3 項の改正規定の施行当時、従前の規定により審判官または審判長の資格を持つ者は、各々本令による審判官または審判長の資格があるものとみなす。
- ④(特許公報の発行に関する経過措置) 第 9 条第 2 項第 7 号および同条第 3 項第 7 号・第 9 号の改正規定の施行当時、従前の規定により提出された特許出願に対する特許公報の発行は、従前の規定による。

**附 則**[2007.06.28]

この令は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**(技術の移転及び産業化促進に関する法律施行令)[第 20137 号、2007.06.28]

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条および第 3 条 省略

第 3 条(他の法令の改正) ①から⑩まで 省略

⑪特許法施行令の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 号のうち「技術移転促進法」第 9 条第 1 項による”を「技術の移転及び産業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項による”に、“技術移転専担組織”を“技術移転・産業化専担組織”にする。

第 5 条 省略

付 則(特許庁とその所属機関職制)〈第 20729 号,2008.2.29〉

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条 (他の法令の改訂) ① から ⑨ まで 省略

⑩特許法施行令一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項、第 15 条第 2 項及び第 20 条第 4 項のうち“産業資源部令”をそれぞれ“知識経済部令”にする。

付 則〈第 21053 号,2008.9.30〉

第 1 条(施行日) この令は 2008 年 10 月 1 日から施行する。

第 2 条(優先審査の対象に関する適用例) 第 9 条の改正規定は、この令施行後最初に提出された優先審査申請より適用する。

[別表] 過怠料の付加基準(第 20 条関連)

違反行為	根拠法令	過怠料金額
イ. 「民事訴訟表」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条により宣誓をした者で、特許審判院対し虚偽の陳述をした者	法 第 232 条 第 1 項第 1 号	50 万ウォン
ロ. 特許審判院より証拠調査または証拠保全に関して書類その他の物件の提出または提示の命令を受けた者で、正当な理由なくその命令に応じなかった者	法 第 232 条 第 1 項第 2 号	50 万ウォン
ハ. 特許審判院より証人・鑑定人または通訳人として召還された者で、正当な理由なく召還に応じなかったり、宣誓・陳述・証言・鑑定または通訳を拒否した者	法 第 232 条 第 1 項第 4 号	20 万ウォン

付 則〈第 21567 号、2009.6.26〉

第 1 条(施行日) この令は、2009 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 3 の改訂規定は公布した日から施行し、第 9 条第 2 号の改訂規定は 2009 年 10 月 1 日から施行し、第 3 条の改訂規定は 2010 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(微生物に係る発明の特許出願明細書記載に関する適用例) 第 3 条の改訂規定は、付則第 1 条ただし書



による第3条の改訂規定の施行後最初に特許出願、分割出願、変更出願及び無権利者の出願後にした正当な権利者の出願をするものから適用する。

第3条(経過措置) この令の施行前に出願された特許出願については、第4条第1項第2号の改訂規定にもかかわらず従前の規定による。

付 則<第 21917 号、2009.12.30>

この令は、公布した日から施行する。

付 則<第 22647 号、2011.02.22>

第1条(施行日) この令は、2011年4月1日から施行する。

第2条(審決又は決定の謄本送達に関する適用例) 第18条第3項の改正規定は、この令施行後最初に審決又は決定がなされたものから適用する。

付 則<第 23341 号、2011.12.2>

第1条(施行日) この令は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」がわが国に対してその効力を発生する日から施行する。ただし、第20条及び別表の改正規定は2012年1月1日から施行する。

第2条(出願人によって遅延された期間に関する適用例) 第7条の2の改正規定は、この令施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第3条(過怠料に関する経過措置) ①この令の施行前の違反行為に対して過怠料の付加基準を適用する時は別表の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

②この令の施行前の違反行為による過怠料の付加処分は、別表の改正規定による違反行為の回数算定に含まない。

付 則<第 23488 号、2012.1.6>

(敏感情報及び固有識別情報処理根拠準備のための課税資料の提出及び管理に関する法律施行令等の一部改正令)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条 省略

付 則<第 24491 号、2013.04.03 >

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条(許可等による特許権の存続期間の延長登録出願対象発明に関する適用例) 第7条の改正規定は、この令施行以降許可等による特許権の存続期間の延長登録出願をした発明から適用する。

付 則<大統領令第 24645 号、2013.06.28>

第1条(施行日) この令は、2013年7月1日から施行する。ただし、第9条第5号の3の改正規定は2013年9月23日から施行し、第19条第2項から第4項までの改正規定は2014年7月1日から施行する。

第2条(特許請求範囲の記載方法に関する適用例) 第5条第4項の改正規定は、次の各号の特許出願に対しても適用する。

1. この令施行当時に出願が係属中の特許出願
2. この令施行前に出願した特許出願(ハ目の場合には実用新案登録出願をいう)に対してこの令施行後に出願した次の各首の特許出願
  - イ. 法第34条本文及び第35条本文による正当な権利者の特許出願
  - ロ. 法第52条による分割出願
  - ハ. 法第53条による変更出願

第3条(優先審査の対象に関する適用例) 第9条第5号の3の改正規定は、「発明振興法」第11条の2により職務発明補償優秀企業に選定された企業が付則第1条ただし書きによる施行日以後に優先審査を申請する特許出願から適用する。

第4条(特許公報に関する適用例) 第19条第4項の改正規定は、付則第1条ただし書きによる施行日以後に発行される登録公報用特許公報または公開用特許公報に住所の一部のみを掲載するように申請する場合から適用する。

#### 付 則 <大統領令第24852号、2013.11.20>(公務員任用令)

第1条(施行日) この令は、2013年12月12日から施行する。

第2条から第7条まで 省略

第8条(他の法令の改正) ①から<46>まで 省略

<47> 特許法施行令の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中 “「契約職公務員規定」別表1”を “「公務員任用令」別表4の2”に、“専門契約職公務員”を “専門任期制公務員”にし、同条第5項本文中 “専門契約職公務員”を “専門任期制公務員”にする。

<48>から<50>まで 省略

第9条 省略

#### 付 則 <大統領令 第25924号、2014.12.30>

第1条(施行日) この令は2015年1月1日から施行する。

第2条(登録特許公報の掲載事項に関する適用例) 第19条第2項第6号の2の改正規定は、この令施行前に設定登録された特許権で、この令施行以後、登録特許公報に掲載する特許権に対しても適用する。

第3条(先行技術調査等に関する専門機関に関する経過措置) この令施行当時従前の第8条の2の規定により指定を受けた専門機関は、第8条の2の改正規定により指定を受けた調査・分類専門機関とみなす。

第4条(特許庁長が定めた微生物寄託機関に関する経過措置) この令施行当時従前の第2条第1項の規定により、特許庁長が定めた微生物寄託機関は、第8条の4の改正規定により指定された微生物寄託及び分譲に関する業務を担当する専門機関とみなす。

#### 付 則 <大統領令 第26494号、2015.08.19>

この令は、公布した日から施行する。

**付 則** <大統領令 第 27778 号、2017.01.10>

この令は、公布した日から施行する。ただし、第 19 条第 2 項の改正規定は、2017 年 3 月 1 日から施行する。

**付 則** <大統領令 第 28066 号、2017.05.29>

この令は、2017 年 6 月 3 日から施行する。

**付 則** <大統領令 第 28819 号、2018.04.24>

この令は、公布した日から施行する。

**付 則** <大統領令 第 29050 号、2018.07.17>

この令は、2018 年 7 月 18 日から施行する。

**付 則** <大統領令 第 29955 号、2019.07.09>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(優先審査の対象に関する適用例) 第 9 条第 7 号の 2 の改正規定は、この令施行以後の提出された優先審査申請から適用する。

第 3 条(優先審査の対象に関する経過措置) この令施行前に優先審査を申請した特許出願は、第 9 条第 6 号及び第 9 号の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

**付 則** <大統領令 第 30844 号、2020.07.14>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(出願人による遅延期間に関する適用例) ①第 7 条の 2 第 1 項第 1 号チ目およびラ目の改正規定は、この令施行以後の特許出願された特許権に対して法第 92 条の 2 により存続期間を延長する場合から適用する。

②第 7 条の 2 第 1 項第 1 号カ目の改正規定は、この令施行以後の再審査請求された特許権に対して法第 92 条の 2 により存続期間を延長する場合から適用する。